

第 5327 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 10月 13日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 経営承継円滑化法の改正

Q：経営承継円滑化法が改正され、事業承継が一段としやすくなったとか。どのようになつたのですか？

A：遺留分特例制度の適用が親族外でも受けられることとなりました。

【解説】

事業承継といえば、これまでは、ほぼ親族内承継でしたが、近年は親族外承継も増加傾向にあることから、親族外承継を円滑に行えるようにする必要があるとのことから経営承継円滑化法が改正され、遺留分特例制度の対象を親族外にまで広げることとされました。

遺留分特例制度とは、相続人には遺留分（原則、法定相続分の2分の1）という最低限の財産を相続できる権利があることから、後継者に自社株を集中しようとしても、遺留分を侵害してしまうと侵害した財産を返還する（遺留分の減殺請求）ようにと言われかねないことから、これを推定相続人の全員の合意のもとで後継者から贈与された自社株については、遺留分の算定基礎財産から除外しようとするものです。

今回の改正では、この対象に親族外後継者が贈与を受けた自社株等についても、遺留分の減殺請求の対象から除外できるように改正されましたので、今後は、親族内承継だけでなく、親族外承継にも適用ができることとなります。

